

る条例」の運用について
新町長の考えを伺う。
①再任用制度の現状について、自治体の長としての認識を伺う。
②再任用者の業務のあり方や役割に期待するものはあるか。
③再任用等を希望する者の手続きはどのようであるか。
阿部町長
①制度の趣旨は理解するが、地域における雇用情勢や新規採用への影響を考慮すると、今すぐ運用できる情勢ではない。
②長年培った経験と知識を有し、それを生かした調査・研究業務や相談業務、公文書管理業務などの専門的業務、さらには後進の指導などの役割が想定されるが、元上司や先輩を部下として扱う職員の状態も考慮しなれない。運用する場合は限定的なものに限られると思う。

退職前の勤務成績や業務遂行能力の確認、健康状況を鑑みて任用することになっており、必ずしも希望者全ての任用を保証するものではない。
北村光明議員
新町長に期待することのひとつに役場職員の意識変革を含めた「役場変革」がある。自治体職員としての意欲を高めるための人事の在り方等について認識を伺う。
阿部町長
常に時代の流れに目を向け、柔軟な発想で職務に取り組み、夢と情熱を持って積極的な行動で事を成し遂げるといった姿勢が大切、心を燃やし、力を尽くし、住民福祉のために最善を尽くす人材をつくるのが役場変革にもつながる。そして、住民から感謝され、認め

られることが職員の意欲を高めることにつながる。地域防災計画と自主防災体制
北村光明議員
台風10号の災害を経験した本町における地域防災計画と町内会等の自主防災体制について伺う。
①災害の復旧復興に全力を注ぐと同時に、地域防災計画の見直しが行われる必要があるかと考えるがいかがか。
②地域防災計画の再構築には昨年の災害時の検証が必要であり、町民を交えた検証の場が必要だと考えるがいかがか。
③町内会等における自主防災体制の構築が急務と考えるがいかがか。
④町内での防災訓練は町民避難も含めるべきではないか。
阿部町長
①地域防災計画については、国の防災基本計画を

基に北海道地域防災計画との整合性を図りつつ、本町における災害状況や災害対応状況の検証を踏まえ、災害対策本部の体制や避難勧告の発令基準、指定避難場所などの見直し作業を進めていく。
②北海道における検証委員会のヒアリングや北海道豪雨災害調査団におけるアンケート、町内会長会議における意見など、あらゆる機会において町民の皆さまの思いを聞いていきたい。
③町内会等の地域活動が更に充実するよう、まずは防災に関する知識の普及と啓蒙を図ることとし、災害への心構えや家庭で備える備蓄品などの情報ペケレハツ川の浸水想定区域を加えた防災ガイドマップを改めて全戸に配布して防災体制を強めていきたい。
④町内会等の皆さまと相談をしながら、実のある防災訓練が実施できるよう努めたい。

農業政策
安田 薫議員
①中規模農家の離農理由と対応策について伺う。
②災害後の町営牧場の草再生と更新の計画について伺う。
③いまだに良質な地下水を飲料水として確保できない農村地域の実態と今後の対応策について伺う。
水道水未普及地域において井戸水を利用しており、厚生労働省で定める飲料水の品質基準に適合しない家庭に上限13万円の浄水器等設置費を補助する制度があるが、10年以上たつて交換する際でも補助が受けられるのかを伺う。
阿部町長
①離農の理由については個人情報であり聞いていないが、業務の中で聞かなくていい部分はある。離農後の農地の移動などは賃貸を含めて円滑に行われており、離農された方も町内に留まって生活が続けられるものと認識している。
②町営牧場は平成29年度に19・57ヘクタールの災害復旧事業を行う。補助対象外の草地については重機を借り上げて自力で草地復旧を行う。また、平成31年からは道営草地整備事業などにより5年間で240ヘクタールの整備を行う。
③本町では平成18年度から農村地域の井戸水の硝酸態窒素の測定を行っている。厚生労働省が定める飲料水としての基準は1リットルあたり10ミリグラム以内であるが、8ミリグラム以上検出した場合は水道課で浄水器設置の補助がある旨を案内している。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

この補助は長年使用後の交換の際も適用となる。

大谷昭宣さんが新議員に
New Face
平成29年2月19日執行の町議会議員補欠選挙により、大谷昭宣さん(北熊牛1)が当選し、2月20日から議員の一員となりました。
なお、委員会構成では、厚生文教常任委員会の所属となります。

閉会中の委員会活動
総務産業常任委員会
・町営牧場の現状と対策について
・防災会議の取り組みについて
・その他所管に関する事項について
厚生文教常任委員会
・高齢者世帯の現状と課題について
・その他所管に関する事項について
議会運営委員会
・議会の運営とその諸規定について
・議長の諮問に関する事項について

平成29年度 補正予算
一般会計 9億6,925万円減
(1、2回目の補正) 総額80億7,075万円
一般会計の主な補正(歳出)
◇牧場作業車両事故賠償金 33万円の増額
◇町民提案型まちづくり活動支援補助金 100万円の増額
◇子育て世帯定住促進住宅取得奨励金 1,500万円の増額
◇高齢者タクシー乗車券助成事業費 343万円の増額
◇在宅介護用品購入費助成 195万円の増額
◇保健福祉センター冷温水発生機修繕工事 549万円の増額
◇学童クラブ施設整備事業費 425万円の増額
◇農業施設整備奨励金 200万円の増額
◇アグリビジネススクール事業費 148万円の増額
◇自給飼料増産対策助成金 150万円の増額
◇地域住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金 500万円の増額
◇中小企業近代化資金利子補給等補助金 200万円の増額
◇商工業活性化店舗開店等支援事業補助金 344万円の増額
◇清水高校振興会補助金 54万円の増額
◇御影公民館玄関ポーチ改修工事 224万円の増額

臨時議会 DIGEST
第3回臨時議会
【会期：2月21日】
一般会計補正予算を可決
第3回臨時議会では一般会計補正予算の審議を行い、原案のとおり可決しました。
本会議終了後に、高薄渡町長から退任のあいさつがありました。
平成28年度 補正予算
一般会計 68万円増
(16回目の補正) 総額122億884万円
一般会計の補正(歳出)
◇学童クラブ備品購入費 58万円の増額
◇高病原性鳥インフルエンザ被災者見舞金 10万円の増額

臨時議会 DIGEST
第5回臨時議会
【会期：4月28日】
町民提案型まちづくり活動支援補助金など、政策予算を含む一般会計補正予算を可決
第5回臨時議会では、行政報告、専決処分報告(牧場作業車両事故の損害賠償の額の決定及び和解)、専決処分の承認5件のほか、条例の一部改正3件、一般会計補正予算、工事請負契約の締結(工事名：羽帯24地区町営牧場災害復旧工事、契約金額：52,704,000円、契約の相手方：清水開発工業株式会社)、物品の取得(物品名：トラクター、契約金額：14,904,000円、契約の相手方：ヤンマーアグリジャパン株式会社帯広支店)の審議を行い全て可決しました。
行政報告
◇後期高齢者医療保険料に係る誤徴収について
国の後期高齢者医療保険料算定システムに一部不備が見つかり、本町の被保険者の保険料にも影響が出ることが判明した。減額となる方は8名(7世帯)、増額となる方は2名(1世帯)で、事情の説明とお詫びに伺い、了承をいただいた。

条例の一部改正
◇町税条例の一部改正
消費税率の引上げ延期により、軽自動車税のグリーン化特別の対象期間を2年延長、保育の受け皿整備促進のための固定資産税の特例措置の創設や居住用超高層建築物に係る課税の見直し等。
◇国民健康保険税条例の一部改正
低所得者層の税負担軽減措置として、国民健康保険税の算定における所得基準額の引上げ。
・5割軽減対象世帯 26.5万円→27万円
・2割軽減対象世帯 48万円→49万円
◇中小企業近代化資金融資条例の一部改正
貸付金額について、運転資金500万円を1,000万円に、設備資金1,500万円を2,000万円に増額。保証料について、事業者負担2分の1を全額町が補給。災害等における貸付について、設備資金を追加。